令和８年度

AX推進支援制度
【公募のご案内】

〇申請書類の受付期限

申請：令和８年 11 月１日～令和８年 11 月 30 日

認定アドバイザーより申請フォームをご案内致します。

ご相談等に関しては公式サイトよりお問合せください。

URL：https://sb-ps.jp/

※申請書類は受付期限内に必要書類がすべて揃わなければ受け付けられません。

申請書類は、当協会に到着した順に内容を確認し、不備・不足が無い事を確認できたものから審査しますので、日程に余裕をもって送付してください。

※申請受付期限内でも、予算額に達し次第、受付を終了する場合があります。

〇決定通知後の申請書類の提出方法

本支援制度採択となった支援対象者に「AX推進支援制度」の申請書類のデータを当協会が指定する宛先へ送付いただきます。

〇お問い合わせ
一般社団法人中小企業振興支援協会
TEL 03-6457-5845 FAX 03-6457-5846
(受付時間 平日 10 時～18 時まで)

目次

重要説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

支援制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

申請から支援金支払いまでの流れ・・・・・・・・・・・8

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事・・・・9

その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

「重要説明事項」（申請にあたっての注意点）

AX推進支援制度(以下「本制度」)に係る重要説明事項は以下のとおりです。

必ずご確認、ご理解いただいた上での申請をお願い致します。

1. 本制度は中小企業振興支援協会（以下「当協会」）が設立した支援制度となり一般企業が行う民間支援金です。

   国や自治体が財源の補助金、助成金または支援金とは異なりますのでご留意ください。採択された申請者に対して、支援金が交付されます。

2. 本支援金の交付を受けようとする支援金の対象者となる企業(以下「支援対象企業」)は、導入前に電子申請または郵送より申請を行ってください。

   審査の結果、採択が決定されると「決定通知書」が送付され支援金の対象としての実施が正式に認められます。
   また、支出行為は、銀行振り込み・クレジットカード決済・ビジネスクレジット(信託)にてご対応できます。

3. AX推進支援制度には支援金支給の条件がございます。

   当協会では、本制度を通じて、企業におけるAI・デジタル技術の活用を促進し、生産性向上、業務効率化、人手不足対策、売上向上、コスト削減、業務プロセスの高度化など、企業の持続的な成長及び経営力向上につながるAXの推進を支援しております。
   申請にあたっては、本制度の趣旨をご理解いただき、AX施策の導入・実施完了後に、実施内容、導入成果、利用状況等に関する所定の実績報告及びアンケート調査にご協力いただける法人を対象とします。

個人情報取り扱いと使用目的

・当協会に提出された申請の申請者（以下、「申請者」）の個人情報については、当協会で保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

① 本制度の適正な運営及び支援金交付に必要な連絡
② 申請内容、AX施策の実施状況及び実績報告内容の確認
③ AI・デジタル技術の導入による生産性向上、業務効率化、人手不足対策、売上向上、コスト削減、業務プロセスの高度化その他の導入成果の確認
④ 事業終了後の実施状況、利用状況及び効果等を確認するための調査・アンケート
⑤ その他、本制度の審査、実施確認、支援金交付その他本制度の遂行に必要な業務

・また、当協会は次に掲げる場合を除いて、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請者の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

①当協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合

②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

③個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の　項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知しまたは本人が容易に知り得る状態に置いた場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当協会所定の方法に基づき対応致します。具体的な方法については、個別にご案内します。

（下記受付窓口までお問い合わせください。）

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：AX推進支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845

Eメールアドレス：info@sb-ps.jp

AX推進支援制度の目的

AX推進支援制度とは、当協会が、AI・デジタル技術を活用した企業変革に取り組む法人に対し、企業ごとの経営課題、AX導入の目的、事業内容、実施計画等を踏まえ、それぞれのAX推進計画に応じた取組を幅広く支援する制度です。

本制度は、特定の商品、サービス、ツール又は導入手法のみを支援対象とするものではなく、AX戦略の策定、AI・デジタル技術の導入、業務プロセスの改善、システム開発、業務自動化、データ活用、AI・DX人材の活用その他企業のAX推進に資する取組について、その必要性や導入効果等を審査した上で支援対象を決定します。

これらの取組を通じて、生産性向上、業務効率化、人手不足対策、売上向上、コスト削減、新規事業の創出、AI・DX人材の育成、経営・業務プロセスの高度化等を図り、企業の持続的な成長及び経営力の向上につなげることを目的として、審査により決定した支援金を交付するものです。

申請スケジュール

申請期間：令和 8 年 11 月 1 日 ～ 令和 8 年 11 月 30 日

支援対象期間：令和 8 年 11 月 1 日 ～ 令和 9 年 11 月 30 日

支援対象期間 【支援対象となる契約、取得、実施、支払い等を実施すべき期間】1 年間

支援制度対象者

条件：本制度の対象者は、AI・デジタル技術を活用したAX推進に取り組む法人とします。企業規模による一律の制限は設けず、スタートアップ、中小企業、中堅企業、大企業その他の法人について、事業内容、経営課題、AX導入目的、実施計画等を踏まえ、審査により支援対象の可否を決定します。

支援内容

・AX戦略・コンサルティング

AX戦略・DX戦略の策定、AI導入コンサルティング、業務改善コンサルティング、業務プロセス設計、AI活用テーマの発掘など、企業の経営課題や業務課題を整理し、AX推進の方向性や実施計画を具体化するための取組を支援します。

・AI・ITツール導入

生成AIツール、SaaS、クラウドサービス、CRM、SFA、ERP、BI、RPA、業務自動化ツール、セキュリティサービスなど、AI・デジタル技術を活用した業務効率化、生産性向上、データ活用及び業務高度化等につながるツール・サービスの導入を支援します。

・システム開発

AIシステム、業務システム、基幹システム、AIエージェント、業務自動化システム等の開発をはじめ、API連携、データ基盤構築その他企業の業務や事業に必要なシステムの開発・構築を支援します。

・AI・DX人材活用

AIエンジニア、AIコンサルタント、DX人材、データ人材、プロジェクトマネージャー、AIタレント等の専門人材の活用や、AX推進に必要な伴走支援など、企業内におけるAI・デジタル技術の活用促進及びAX推進体制の構築につながる取組を支援します。

支援対象経費

本制度での交付対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は以下のものとします。

〇事業に係る支出のうち支援金の対象となる経費

・AX戦略、DX戦略、AI導入等に関するコンサルティング費用
・生成AI、SaaS、クラウドサービス、CRM、SFA、ERP、BI、RPA等のAI・ITツール導入費用
・AIシステム、業務システム、基幹システム、AIエージェント等の開発費用
・API連携、データ基盤構築、業務自動化システム等の構築費用
・AIエンジニア、DX人材、データ人材、AIコンサルタント、プロジェクトマネージャー等の活用に係る費用
・その他、企業のAX・DX推進、生産性向上、業務効率化、データ活用、AI活用等に必要と認められる経費

※上記以外でも、企業のAX・DX推進、生産性向上、業務効率化、AI活用につながる取組については、審査のうえ支援対象となる場合があります。

支援制度に対する限度額

審査により決定／上限3,000万円

※上限以上の経費を利用される場合でも最大支援額は3,000万円となります。

申請について

本制度においてAX推進に係る施策を実施する場合は、当協会が認定するアドバイザーによる実施を原則とします。
また、本制度は、同一の事業、取組又は経費について、国、地方自治体その他の行政機関等が実施する補助金、助成金、支援金その他これらに類する制度との重複利用はできないものとします。

認定アドバイザーとは

本制度の認定アドバイザーとは、AI・デジタル技術の活用、AX・DX推進、業務改善、システム開発、業務自動化、データ活用、人材活用等に関する知見及び実績を有し、支援対象企業とともにAX推進を実施するパートナーとして、当協会が認定した者をいいます。
認定アドバイザーは、支援対象企業の経営課題、業務上の課題、AX導入の目的及び実施計画等を十分に把握した上で、企業ごとのAX推進計画に応じた施策の企画・提案、導入・開発・実施、運用及び継続的な活用に向けた支援を行います。
また、必要に応じて、AX推進計画の作成、実績報告その他当協会へ提出する各種書類・手続きについても支援を行います。
なお、認定アドバイザーが提供する特定の商品又はサービスのみを支援対象とするものではなく、支援対象企業ごとの経営課題、AX導入目的、導入内容、費用、導入効果、実施スケジュール及び継続的な活用可能性等を踏まえ、個別に支援内容を設計するものとします。

※認定アドバイザーは当協会にて認定された企業のみとなっており、認定外の企業での申請は対象外となります。

審査基準について

AX推進支援制度の審査基準は、以下の通りとします。
・本制度の趣旨及び目的を理解し、AX施策の導入・実施完了後に、所定の実績報告、導入成果の確認及びアンケート調査等に協力できる者であること。
・事業計画書、AX推進計画書、見積書その他の提出書類に記載された内容が相互に合致していること。
・申請するAX施策が、申請者の経営課題や業務上の課題、AX導入目的に対して必要性及び妥当性を有していること。
・導入内容、費用、期待される効果、実施スケジュール及び導入後の継続的な活用について、具体性及び実現可能性が認められること。

注意事項

（1）審査・自己負担・支援金の交付について
本制度は、申請内容に基づく審査を行うため、審査結果によっては不採択となる場合があります。

また、本制度の実施にあたっては、申請者による自己負担が必要となります。支援金は、AX施策の実施完了後、所定の実績報告及び内容確認を経た上で交付する後払い方式とします。

（2）導入・実施後の経過確認への協力
当協会は、AX施策の実施状況、導入後の利用状況、導入成果等を確認するため、交付決定後又は事業完了後に、所定の実績報告書、レポート、アンケートその他必要な資料の提出を求める場合があります。
申請者は、本制度の趣旨及び実績確認の必要性を理解し、必要な確認、報告及び調査に協力することに同意した上で、申請を行うものとします。

（3）当協会が求める資料・情報の提供への協力
申請者は、当協会が審査、本制度の適正な運営、AX施策の実施確認又は支援金の交付に必要と判断し、資料、情報その他必要事項の提出を求めた場合には、当協会が指定する期日までにこれを提出することに同意した上で、交付申請を行うものとします。
なお、申請者は、当協会が認定する認定アドバイザーを通じて、当該資料及び情報等を提出することができるものとします。

申請者

AX推進支援制度支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

申請書類について

申請書類一式は、電子申請又は郵送よりご提出ください。（持参は不可）

⑴ 電子申請

・認定アドバイザーより、申請フォーム、見積書、事前申込書及びAX推進計画書を案内します。申請者は、申請フォームの内容に沿って必要事項を入力し、必要書類をアップロードしてください。

・申請にあたっては、見積書、事前申込書及びAX推進計画書の提出を必須とします。

・見積書については、対象となる施策の内容、数量、単価、内訳その他費用の詳細が確認できるものをご提出ください。

⑵ 郵送申請

・認定アドバイザーより、見積書、事前申込書及びAX推進計画書を案内します。申請者は、各書類の内容に沿って必要事項を記入し、必要書類の写しをすべて同封の上、当協会が指定する宛先まで郵送してください。

・申請にあたっては、見積書、事前申込書及びAX推進計画書の提出を必須とします。

・見積書については、対象となる施策の内容、数量、単価、内訳その他費用の詳細が確認できるものをご提出ください。

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：AX推進支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845

・申請手続き後、当協会で審査の上採択結果を申請方法に沿って電子メール又は郵送でお送りいたします。対象者には決定通知書を合わせてお送りいたします。

※不採択となった者にも申請方法に沿って電子メール又は郵送でご報告いたします。

※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。

申請から支援金支払いまでの流れ

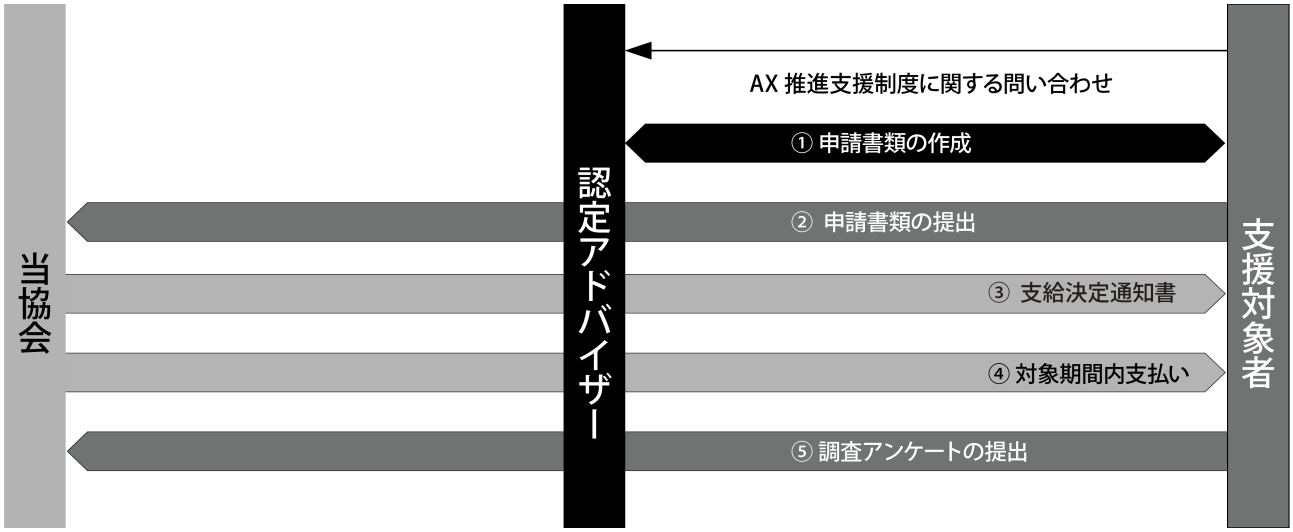
本制度の実施にあたっては、申請時に提出した申請内容及び事業計画に沿って、AX施策を実施してください。

AX施策に係るすべての取組が完了した後、所定の支給申請及び実績報告を行ってください。必要書類の提出が確認できない場合は、支援金の全部または一部を支給できない場合があります。

また、AX施策については、申請日の翌月1日から起算して1年を経過するまでの支援対象期間内に、発注または契約、導入・実施及び支払いまでのすべてを完了してください。
支援対象となる経費は、当該支援対象期間内に発注または契約、導入・実施及び支払いまでが完了した経費に限ります。

（例）令和 8 年 11 月下旬に決定の場合

（支援対象期間は令和 8 年 12 月 ～ 令和 9 年 11 月末日）



支援金対応期間：令和 8 年 11 月 1 日 ～ 令和 9 年 11 月 30 日

※支援対象となる契約、取得、実施、支払い等を実施すべき期間：1年間
又、対象者への支給日に関して原則実施後約３カ月程度にて当協会より支給するものとします。
※申請状況により、支給日が前後する場合がございます。

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項

申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請者の負担になります。

申請書類を提出する者及び連絡担当者は、申請対象者本人に限ります。

提出された申請書類は、交付決定の可否に関わらず返却しませんので、必ず写しを保管してください。　内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。

受付最終日（申請書提出期限）の時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。　また、申請書類は当協会に到着した順に内容を確認し、不備、不足が無いことを確認できたものから審査します（申請書類の到着順ではありません。）受付期限中でも予算額に達した時点で締め切る可能性があります。

※締め切り以降に到着した申請書類や締め切り時点で不備、不足のある申請書類は受け付けません。

※過去に本制度の採択を受けた場合であっても、その実績をもって次回以降の募集に自動的に採択されるものではありません。

※次回以降に募集が実施された場合は、募集ごとに改めて申請が必要となり、申請内容に基づいて審査を行います。

※次回以降の募集実施については、当協会の年間予算、予算執行状況、採択状況その他の運営状況等を踏まえて決定するものであり、継続的な募集を保証するものではありません。

※各募集はそれぞれ独立して申請・審査・採択を行うため、過去の採択実績は、次回以降の募集実施または採択を保証するものではありません。

※ご提出いただいても受付できないことがありますので、ご提出の際には、不備・不足の無いよう十分お気を付けください。

経費の支払いに関する注意事項

経費の支払いは、支援対象者名義の金融機関の口座からの振込払いが原則です。

その他、支払いに関する主な注意点は以下のとおりです。

⑴ 本制度申請者名義の金融機関の口座から直接振り込んでいない場合は支援対象外です。

⑵ クレジットカードによる支払いの場合は、申請者名義のクレジットカードに限り支援対象となります。

⑶ ビジネスクレジット(信販会社)を使用される際は、申請者本人にてご契約ください。

⑷ 支援対象経費支払いとその他の取引は、混合して行わないでください。

⑸ 他の取引と相殺して支払った経費は、支援対象外です。

本制度支給に関する提出書類及び調査アンケート

･支給条件は、事業計画書及び当協会より発行される実施後の調査アンケートの提出をいただく必要がございます。

※申請時、必要な書類一覧を電子メール添付又は郵送にてご提出いただきます。郵送提出の場合は、当協会に事前にご連絡の上すべて写し（コピー）をご送付ください。

※支援後、不正申請や提出した事業計画に沿った活動が確認できなければ返還請求する場合がございます。

調査アンケート

･本制度の実施後の経過及び改善等調査を目的とした調査アンケートを発行いたします。認定アドバイザーより支援対象企業に配布するものとし、記載完了後当協会に提出頂きます。

その他

原則として、支援事業終了後の支援金額確定にあたり、支援対象物や申請書類の確認ができない場合について は、支援対象外となります。

支援事業終了後、検査員等が実地調査に入ることがあります。この検査により支援金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

暴力団等排除に関する事項

支援対象者は、支援金の交付申請をするに当たって、また、支援対象者の実施期間内及び完了後の将来にわたって下記の事項のいずれにも該当しないことを約束します。虚偽があり、またはこの約束に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 支援対象者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律　第７７号）第２条第２号に規定する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、または当団体の役員等（法人 である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）の場合

2. 支援対象者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等または暴力団員等を利用するなどしている場合

3. 支援対象者が、暴力団等または暴力団員等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

4. 支援対象者が、暴力団等または暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

附則

この規程は、令和 8 年 11 月 1 日から施行し、この規定の前に施行前に生じた事項にも適用する。